## 議案第69号

北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画 審議会条例の一部改正について

北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

平成21年8月25日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議 会条例の一部を改正する条例

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 北本市執行機関の附属機関に関する条例 (昭和56年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関の表に次のように加える。

北本市総合振興計画 市長の諮問に応じ、総合振興計画の策 審議会 定に関する事項について調査審議する。

(北本市総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 北本市総合計画審議会条例(平成12年条例第11号)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市都市計画審議会条例

第1条中「北本市総合計画審議会」を「北本市都市計画審議会」に改める。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条第1項中「18人」を「16人」に改め、同条第2項第1号中「6人」を「5人」に改め、同項第3号中「5人」を「4人」に改める。

第8条ただし書を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北本市総合計画審議会条例第3条第2項の規定により北本市総合計画審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後の北本市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により北本市都市計画審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表表彰審査会委員の項の次に次のように加える。

総合振興計画審議会委員 日額 5,700円

別表総合計画審議会委員の項中「総合計画審議会委員」を「都市計画審議会委員」に改める。

(北本市まちづくり条例の一部改正)

4 北本市まちづくり条例(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「北本市総合計画審議会」を「北本市都市計画審議会」に改める。

## 議案第69号参考資料

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例第1条関係)

(下線は改正部分)

	現 行			改	正案			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)					
第1 市長の附属機関				第1 市長の附属機関				
	附属機関名	職務		附属機関名	職務			
	略	略		略	略			
				北本市総合振興計画審議	市長の諮問に応じ、総合			
				<u>会</u>	振興計画の策定に関する事			
					項について調査審議する。			

北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表(北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本 市総合計画審議会条例の一部を改正する条例第2条関係)

(下線は改正部分)

現 行 改 正 北本市総合計画審議会条例 北本市都市計画審議会条例 (目的) (目的) 第1条 この条例は、市の都市計画行政の円滑な運営を図る 第1条 この条例は、市の都市計画行政の円滑な運営を図る ため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 ため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 の2の規定に基づき、北本市総合計画審議会(以下「審議 の2の規定に基づき、北本市都市計画審議会(以下「審議 会」という。)を置き、その組織及び運営について必要な 会」という。)を置き、その組織及び運営について必要な 事項を定めることを目的とする。 事項を定めることを目的とする。 (所掌事務) (所堂事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項につ 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項につ いて調査審議する。 いて調査審議する。 (1) • (2) 略 (1) • (2) 略 (3) 市の総合振興計画の策定に関すること。 (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する こと。 こと。

(組織)

(組織)

- 第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。
  - (1) 市議会の議員 6人以内
  - (2) 略
- (3) 市民又は関係行政機関の職員 5人以内
- 3 4 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。<u>ただし、総合振興計画の策定に係る審議については、総合政策部政策推進課と協議して処理するものとする。</u>

- 第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。
- (1) 市議会の議員 5人以内
- (2) 略
- (3) 市民又は関係行政機関の職員 4人以内
- 3 4 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例附則第3項関係)

(下線は改正部分)

現		行			改	正	9	È		
別表 報酬及び費用弁償(第2条、第3条関係)					別表 報酬及び費用弁償(第2条、第3条関係)					
	報酬		費用弁償		区分	報酬		   費用弁償		
区分	支給 区分	金額	(1日)	支給 区分		金額	(1日)			
略	略	略	略		略	略	略	略		
表彰審査会委員	日額	5,700 円			表彰審査会委員	日額	5,700 円			
略	略	略	略		総合振興計画審議会 委員	日額	5,700 円			
					略	略	略	略		
総合計画審議会委員	日額	5,700 円			都市計画審議会委員	日額	5,700 円			
略	略	略	略		略	略	略	略		
	•									

北本市まちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表(北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例附則第4項関係)

(下線は改正部分)

現 行	改正案
(まちづくり推進地区の指定等)	(まちづくり推進地区の指定等)
第5条 略	第5条 略
2 • 3 略	2 • 3 略
4 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、	<u>比本市</u> 4 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、 <u>北本市</u>
<u>総合計画審議会</u> に諮問するものとする。	都市計画審議会に諮問するものとする。
5 • 6 略	5・6 略